

公益社団法人秋田県栄養士会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は定款第44条に基づき会務に必要な事項を定めるものとする。

(地区会及び職域事業部)

第2条 定款第3条の目的達成のため地区会及び職域事業部を置くものとする。

2 前項の地区会とは次のとおりとする。

(1) 県北地区会 (2) 中央地区会 (3) 県南地区会

3 第1項の職域事業部とは次のとおりの職域区分とする。

(1) 公衆衛生 (2) 医療 (3) 学校健康教育 (4) 福祉 (5) 地域活動

第2章 会員

(会員資格の取得)

第3条 定款第6条により入会申込みは様式1によるものとする。

(入会金及び会費)

第4条 定款第7条による会費は次のように定める。

(1) 入会金 1,000円

(2) 正会員費 年額 7,500円 公益社団法人秋田県栄養士会(以下「本法人」と言う)
但し70歳以上 3,000円 (名誉会員以外で会員歴20年以上)

(3) 賛助会員費 20,000円 (一口)

(会費の納入)

第5条 会員は翌年度の会費を前年度の3月31日までに納入しなければならない。

(負担金)

第6条 本法人の研修会、その他の集会に必要な経費の一部または全部を参加した会員に負担させることができる。

2 前項の負担額は別途協議するものとする。

(任意退会)

第7条 定款第8条による退会届は様式2によるものとする

第3章 執行機関

(部の設置)

第8条 本法人は事業の執行にあたり、総務・事業部、組織部、学術部、広報部を置く。

2 各部の事務分掌は別に定める。

3 部長は理事の互選により選出する。

4 会長、副会長及び各部長は会務の執行について協議するものとする。

第4章 役員報酬

(役員報酬)

第9条 定款27条による役員報酬は次のとおり定める。

(1) 代表理事(会長) 月額 30,000円(週1日以上勤務)

(2) 常務理事 月額 60,000円(週3日以上勤務)

第5章 旅費

(旅費)

第10条 次の会議等に出席する場合、その出席旅費を支給するものとする。

(1) 理事会

(2) 役員会議

(3) 地区会及び職域事業部の要請による理事の出張、会議

(4) 上記以外の役員及び職員の出張

(5) その他会長が必要と認めたもの

2 前項で支給する旅費の基準は理事会において定める。

第6章 雑則

(細則の変更)

第11条 この細則の変更は理事会の議決を経なければならない。

付 則

この細則は平成25年4月1日から施行する。

改定後の細則は平成28年5月28日から施行する。